

児童館・児童センターの子どもの居場所としての役割

1 児童館事業

根拠等	児童福祉法第 40 条 児童厚生施設
目的	子どもに健全な遊びや行事などを通して健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする。自己効力感や自己肯定感が醸成できる環境づくりに努め、子どもの自発的な活動を尊重し、必要に応じて援助を行う。
設置	市内 11 施設（うち、委託 2 施設）
開館時間等	月曜日～土曜日 午前 9 時 15 分～午後 6 時 ※一部の施設で日曜夜間開館を実施 日曜開館（8 施設）：午前 9 時 30 分～午後 5 時 夜間開館（5 施設）：午後 6 時～午後 9 時
対象年齢	0 歳～18 歳未満の子どもとその保護者（乳幼児は保護者の付添いが必要）

2 子どもの居場所となるための主な配慮と活動

施設	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが活動する時間帯に開館する。 ・様々な活動が展開出来るようなスペースと空間を作る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日曜夜間開館等を実施する。 ・パーティション、ネット等で仕切る。活動時間を決める等。
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや保護者等の利用者に寄り添い、相談に応じられるように職員を配置する。 ・子ども達のニーズに応えられるように様々な遊び空間や設備、備品、遊具等を設置する。 ・子ども参画による、行事や遊び・遊具の配置を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経験のある職員を配置し複数の職員で対応する。 ・子ども達が興味を持つ新規備品、遊具等を準備する。 ・利用者アンケートの実施する（意見箱など）。
職員	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども支援の経験、特技などを持った職員やそれらの研修を積んだ職員を配置する。 ・利用者が何を求めているか、何をしたいかを声かけで直接聞いたり、見守ったりした上で、それらが実現できるように、コーディネートや支援をする。 ・中高生年代は、話し相手や仲間を求め、居場所としての児童館を求めるため、思春期の発達特性をよく理解し、自主性を尊重し、社会性を育むように援助する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の人材育成や研修等を考え配置する。 ・一人ひとり声かけをして寄り添いのコミュニケーションを大切にする。 ・児童館を利用した経験のある若者も支援し、ボランティアの育成なども行う。